

尾張旭市監査公表第22号

令和2年11月30日付け尾張旭市監査公表第20号をもって公表した定例監査結果報告について、令和2年12月4日付け2消総第91号で市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和2年12月28日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 篠 田 一 彦

消防本部消防総務課

監 査 の 指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>消防団員用活動服の購入伺いにおいて、当該支出予定額が記載されていない。</p> <p>地方自治法施行令第167条の2第1項第1号による随意契約としているので、尾張旭市契約規則第25条により80万円以下と推測できるが、30万円を超えた場合、決裁規程により部長の専決事項となるため、支出予定額の記載が必要となる。</p>	<p>課内にて指摘事項に関する情報を共有するとともに、30万円以下の購入伺いにおいても支出予定額を記載するよう周知した。</p>